

●学術・芸術資料保全体制検討委員会設置要綱

〔平成17年12月22日〕
日本学術会議第6回幹事会決定

改正 平成18年12月21日日本学術会議第30回幹事会決定

改正 平成19年 3月22日日本学術会議第34回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づき課題別委員会として、学術・芸術資料保全体制検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、効率化優先政策導入が我が国の学術・芸術資料の管理制度に及ぼす影響を調査し、長期的視点に立った文化政策について審議する。

(組織)

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、平成19年5月31日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年12月21日日本学術会議第30回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。